

○大和川右岸水防事務組合水防団水防団員の
任用基準について

大和川右岸水防事務組合水防条例第4条第2項に規定する管理者が定める任用基準は、次のとおりとする。

- 1 組合防御区域の市区内に居住又は勤務先がある18歳以上の者
- 2 健康で水防団業務に堪えうる者
- 3 分団長が適任と認める者

実施時期 平成27年10月1日